

# 愛媛県内宿泊旅行代金割引 ワクチン・検査パッケージ取扱いマニュアル 概要版

以下は愛媛県内宿泊旅行代金割引における「ワクチン・検査パッケージ」を活用するための取扱いマニュアル概要版です。詳細につきましては、「愛媛県内宿泊旅行代金割引ワクチン・検査パッケージ取扱いマニュアル」に記載しておりますので、必ずご参照ください。

## ○各場面での運用方法

### ①旅行会社で商品造成・販売時

●確認作業を考慮したツアー時間の設定、確認作業の場所確保	
●明記事項	
販売条件	以下のいずれかの提示を同意させる。 ・ワクチン3回接種済 ・確認日の3日前以降の検体採取による検査結果が陰性であること (抗原定性検査の場合は前日又は当日)
検査結果通知書	①受検者氏名②検査結果③検査方法④検査所名⑤検体採取日⑥検査管理者氏名 ⑦有効期限が明記されているものを利用。 ※抗原定性検査を事業者の管理下で行い、検査結果通知書を発行する場合は、③検査方法の代わりに使用したキット名を、④検査所名の代わりに事業所名を記載。
提示物	予防接種済証等を撮影した画像や写し等の提示でも可能
取消料の明記など	①条件を満たさない場合 (検査結果が陽性の場合、検査結果が「判定不能」であった場合、確認書類を持参しなかった場合、検査結果が間に合わなかった場合等) の対応(取消料の扱い、代金変更が発生する場合はその内容、前日・当日の連絡先、参加可否等)。 ②複数人の参加者のグループの一部が条件を満たさない場合の同行者の対応(取消料の扱い、代金変更が発生する場合はその内容等) <b>※条件を満たすことができない場合は割引及びクーポン配布の対象外となる。</b>
検査費用について	検査費用が代金に含まれるプランの場合、検査費用が代金に含まれること、検査方法(PCR検査等、抗原定性検査)、検体採取の方法(郵送検査、来店検査)について明記すること。
確認書類持参忘れ	当日までにいずれかを確認できない場合、 <b>後日の提出は不可</b>
OTA 経由の割引適用について	OTA 事業者は当該割引制度を運用する場合、利用者に対してワクチン・検査パッケージの適用を受けること等を明記すること。

●旅行者の同意事項	
利用条件	ワクチンを3回接種済又は検査結果が陰性であること
当日確認について	予防接種済証等又は検査結果通知書を事前確認又は当日確認の際に確認を行う者に提示すること。
感染対策	旅行開始日の2週間前から感染リスクを避けて生活すること。

※予防接種済証等の確認は、できる限り事前(販売時等)に行う。事前確認を行わなかった場合は、事前確認の状況について、当日確認を行う者に伝達する。

※事前確認において、予防接種済証明書又は検査結果通知書の写しをとること及び事務局への提出は不要とする

※旅行会社において宿泊予約を受ける場合は、別紙に示す「愛媛県内宿泊旅行代金割引 利用における同意書」を活用して利用者の同意を得た上で、旅行会社において保管するとともに、写しを申込者へ手交すること。

## ②販売後～旅行開始日宿泊当日

### ●実施事項

本人確認	予防接種済証等又は検査結果通知書の事前確認を実施している場合は、当日のツアー開始時又はチェックイン時等に本人確認を行う。
本人確認者	・添乗員付きツアーの場合は、添乗員等が行う。 ・添乗員が付かないツアーの場合は、集合場所に係員を配置する等の体制を確保して行う。 ・添乗員が付かない宿泊旅行の場合は、宿泊施設のフロントスタッフ等が行う。
予防接種済証等の確認	・本人であること（身分証明書等により確認） ・3回目の接種年月日 ・（予防接種済証及び接種記録書の場合のみ）ワクチンのシール（3回目のシールが貼られていることを確認）
検査結果の確認	・本人であること（身分証明書等により確認） ・検査結果（陰性であることを確認） ・有効期限（旅行開始日において有効期限を過ぎていないことを確認。） ・検査方法（PCR検査等、抗原定性検査のいずれかであることを確認）

※予防接種済証明書又は検査結果通知書の確認において、写しをとること及び事務局への提出は不要とする

### ○条件を満たさない場合の運用

#### ① 検査結果陽性の場合

- ・医療機関又は受診・相談センターを紹介するなどして、受診につながるよう必ず促す。
- ・同行者が陽性であり、本人がその同居人である等、濃厚接触者と考えられる旅行者については、保健所に相談する等の対応を促す。

※愛媛県における発熱等がある場合の受診方法は下記 URL から愛媛県ホームページの「新型コロナウイルスに関する情報」をご覧ください。

<https://www.pref.ehime.jp/h25500/kansen/covid19.html>

#### ② ①以外で条件を満たさない場合

（検査結果が「判定不能」であった場合、確認書類を持参しなかった場合、検査結果が間に合わなかった場合等）

- ・旅行者や宿泊業者が抗原定性検査を実施している場合又は抗原定性検査を提供する場所が近隣に存在する場合は案内を行う（検査キットは、薬事承認されたものを使用すること）

上記の抗原定性検査の実施が難しい場合

▶ツアーについては、ツアー販売時に示している対応方法（取消等）を案内する。

▶宿泊サービスについては、予防接種済証等又は検査結果通知書の確認を条件としていない別の宿泊プランを提案する等の対応を必要に応じて行う。

※旅行者や宿泊業者が自ら抗原定性検査を実施する場合は、下記 URL から内閣官房ホームページの「新型コロナウイルス感染症対策」内に掲載されている、ワクチン・検査パッケージ制度における抗原定性検査の実施要綱などをご確認ください。

<https://corona.go.jp/package/>

### ○主な留意点

#### ●その他条件

学校団体	「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえた対応を行い、ワクチン・検査パッケージは活用しない。
未就学児	同居する親等の監護者が同伴する場合には、12歳未満は検査不要。 ただし、自粛要請の対象となる場合（地域観光支援ではレベル2以下での適用となるため、まん延防止重点措置区域に係る県またぎ移動が該当）にあたっては、6歳以上12歳未満は検査が必要。